

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分	単 位		利用料金			
				一 般	学 生 及 び 生 徒		
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに		円	円		
		半日までごとに	午前	58,980	19,920		
			午後	20,990	7,190		
		1日までごとに		19,920	10,020		
		半日までごとに	午前	7,190	3,650		
			午後	37,990	12,730		
個人使用の場合	1人1時間までごとに		120	60			
	回数使用（11回につき）		1,200	600			
補助競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに		570	220		
野球場	貸切使用の場合	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	平日（7時から12時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	640	330	
			回数使用（11回につき）	平日の7時から12時まで（競技会に使用する場合を除く。）	320	160	
			回数使用（11回につき）		6,400	3,300	
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		48,410	18,860
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに		普通使用（1回につき）	2,280	1,140
			1面ごとに		回数使用（11回につき）	22,800	11,400
			1時間までごとに		普通使用（1回につき）	1,140	570
	半面ごとに		回数使用（11回につき）	11,400	5,700		
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		10,750	4,360
入場料等を徴収しない場合		1時間までごとに	普通使用（1回につき）	平日（7時から12時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	520	260	
	平日の7時から12時まで（競技会に使用する場合を除く。）			260	130		

			回数使用（11回につき）	5,200	2,600	
		1時間までごとに 半面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（7時から12時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	260	130
				平日の7時から12時まで（競技会に使用する場合を除く。）	130	60
			回数使用（11回につき）	2,600	1,300	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに		7,600	4,010	
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに 1面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（7時から9時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	650	330
				平日の7時から9時まで（競技会に使用する場合を除く。）	320	160
		回数使用（11回につき）	6,500	3,300		
スポーツライ ミング競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに 1面ごとに	普通使用（1回につき）	220	110	
		回数使用（11回につき）	2,200	1,100		
	個人使用の場合	1人1時間までごとに	普通使用（1回につき）	120	60	

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	円 5,060
	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	1,000
審判用具		1式につき	1,830
陸上競 技用具	鋼製巻尺（20メートル）	1日までごとに1個ごとに	40
	鋼製巻尺（50メートル）	1日までごとに1個ごとに	70
	鋼製巻尺（100メートル）	1日までごとに1個ごとに	100
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	80
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	180
	ストップウォッチ（100分の1）	1日までごとに1個ごとに	40
	ストップウォッチ（5分の1）	1日までごとに1個ごとに	30
	ストップウォッチ（ラップ用）	1日までごとに1個ごとに	60
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	370
	手旗（赤及び白）	1日までごとに1組ごとに	20
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20

ポール	1日までごとに1本ごとに	90
抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30
地(砂)ならし器	1日までごとに1個ごとに	60
ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40
やり(男子用)	1日までごとに1本ごとに	50
やり(女子用)	1日までごとに1本ごとに	50
円盤(男子用)	1日までごとに1個ごとに	40
円盤(ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40
円盤(女子用)	1日までごとに1個ごとに	40
砲丸(7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
砲丸(5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
砲丸(4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
砲丸(2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40
ハンマー(7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	50
ハンマー(5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	50
投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	330
表彰台	1日までごとに1式ごとに	110
ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	240
コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40
走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	140
フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	170
電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	370
風速計	1日までごとに1台ごとに	70
スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	50
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	360
投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30
ハードル	1日までごとに1個ごとに	50
バー(跳躍用)	1日までごとに1本ごとに	40
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	370
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	180
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	100
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	320
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	110
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	180
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	370
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	370
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	370

投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	370
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30
陸上競技用具の利用料金の合計額が12,140円を超える場合		12,140
テント	1日までごとに1張につき	300
ロッカー	1回につき	100
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,350
温水シャワー	1回につき	100
会議室	1時間までごとに	190
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,200
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	400
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		8,000
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,000